

令和8年 八潮市農業委員会2月総会 議事録

1 開催日 令和8年2月25日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子

11番 篠木 秀彦

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

7番 新井 孝美

13番 関根 幸子

8番 鈴木 隆

14番 荻野 透

9番 田中 幸夫

15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

6番 飯山 敏行

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(照会)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規

定による特定都市農地貸付の終了届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 それでは、ただいまより八潮市農業委員会2月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、6番、飯山委員からは欠席のご連絡をいただいていることと、14番、荻野委員からは遅れて来られるということでご連絡をいただきました。皆様にご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

久しぶりのまとまった雨降りでございます。足元の悪い中、2月総会にお時間を割いていただきご出席をいただきまして、ありがとうございます。

過日2月6日に、局長と私で埼葛地方協議会の視察研修に行つてまいりまして、茨城県の阿見にございますヤンマーアグリビジネス・ソリューションセンター、ここに行つてまいりました。ここは2021年にここに引っ越してきたということで、それまでは熊谷にあったから、たしか群馬北関東という名称であったように記憶しているのですが、ここはソリューションセンターということで、農家の皆さんのお悩みというか、そんな問題を解決してくれるようなところでございまして、大型コンバイン、そしてトラクターが展示されておりました。整備とか研修、そういうことを行う施設であるそうでございます。そしてその帰りに流山のマンジョウみりん、キッコーマンですね。マンジョウみりんの博物館を見てまいりました。

それから、日付は前後しますが、2月3、4日と農産物直売所のほうで九州のほうへ視察研修に行つてまいりまして、実は9年前にもこっち方面へ行つているのでございますけれども、メインは糸島の直売所でございます伊都菜彩を視察する、これがメインでございました。2023年の売上でございますが、42.9億ありまして、2位の直売所とは倍も売上がございます。そういう日本一のところを見て、そして感じていただいて、帰ってきて各自でフィード

バックしていただきまして、各自の日々の直売所出荷に反映していただければ、そういう狙いで行ったわけでございますけれども、役員のほうにもその真意が十分伝わっているかどうか分からないのでございますが、参加した方は少しは伝わったのかなと思うところでございます。その伊都菜彩を視察したのですけれども、宿泊は嬉野温泉でございまして、八潮と言っただけで分かっていただけました、「あの八潮ですね」ということで。

それから、2月21日には駅前の朝市が行われまして、大分好評のようでございます。

それから、来月になりますが、14、15日と花桃まつりがございますので、もしお時間のある方は足を運んでいただければと思います。

それから、2月2日より募集しております農業委員の公募でございますが、昨日現在6名の受付を受理しているということでございます。

本日はそれほど議題がないのでございますが、慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

次に、傍聴者の報告でございます。本日は傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

① 八潮市農業委員会2月総会次第 A 4

② 令和8年度天気予定 (資料-1)

こちらは、毎年、三郷市の岡庭会長からいただいておりますものですが、今年も、先ほど会長からお話がありました埼玉葛地方協議会の視察研修会の際にいただきました「令和8年天気予定」表になります。三郷市の鷹野地区における天気予定ということですが、こちらを参考に、皆様の営農計画に役立てていただければと思います。

③ 農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告について (資料2-1~2)

④ 農業委員会活動記録簿(2~3月分)

以上、4点となります。資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしく願います。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして始めたいと思います。

着座にて失礼させていただきます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、5番、の福岡達則委員、それから、12番、石井清巳委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、次のとおり証明したい。

番号1、相続人住所・氏名、〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、被相続人、同じく〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、登記地目はご覧のとおりで、現況は全て畑で利用しています。面積の合計は〇〇〇平米で、都市計画区域は市街化区域です。

こちらは〇〇号生産緑地でございます。

被相続人の所有面積につきましては、ご覧のとおりでございます。借入地がほかに〇〇〇平米ございますので、合計の面積はもう少しあります。

農地台帳で確認したところ、申請人の方は農業従事日数が年間〇〇日、売上は〇〇〇円と
のことです。所有機械はトラクター、耕耘機、乗用車などとのこと。

次に、場所のご説明をさせていただきます。

市役所〇の〇〇通りを〇〇〇に向かって〇〇します。〇〇〇を〇折し、約〇〇進み、〇〇
〇を進みます。そのまま〇〇〇を進み、〇〇〇を〇折した〇〇〇ほど進んだ〇側のビニール
ハウスのある農地です。

現地の様子は、めくっていただいた3ページ目でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の11番、篠木秀彦委員より現地調査の結果並び
に補足説明がございましたら、お願いいたします。

○11番（篠木秀彦委員） 昨日、確認しに行ったところ、別段問題なくできていますので、
よろしいかと思えます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、篠木秀彦委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件に
つきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、自分の議席番
号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、
農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限「自己又は同居の親族若しくはその配偶
者に関する事項については、その議事に参与することができない。」）に該当するため、〇〇
番、〇〇〇〇委員には審議終了までご退席をお願いいたします。

——— 〇〇番 〇〇〇〇委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1、こちらは賃借権ですので、譲受人については借人でございます。借人の住所・氏名は、〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さんです。土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇〇、登記地目は畑で、現況も畑です。土地の面積は〇〇〇平米です。権利の内容が賃借権の設定20年です。転用目的は貸し駐車場です。申請事由については、現在賃貸している駐車場より使いやすい申請地を賃借して駐車場を移転したく申請するものとのことです。

転用の見通しにつきましては、申請地を万能塀で囲うことから、特に周辺農地への影響は生じない、でございます。

めくっていただきまして、こちらについては今の内容のご説明でございます。

申請地の概要といたしましては、真ん中辺ですが、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

次に、お隣の6ページをご覧ください。場所の説明をさせていただきます。

市役所〇側の出口を出まして、〇〇〇方向に向かいます。〇〇〇に向かって〇〇〇ほど進み、〇〇〇を〇折、〇〇〇ほど進みます。〇〇〇を〇折し、〇〇〇に出まして、また〇〇〇ほど進んだ〇〇〇の交差点を〇折、〇〇〇ほど進みまして、〇〇〇を〇折し、〇〇〇と〇〇〇折した先の〇〇〇の〇側でございます。

現地の様子を7ページ目でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、白倉明久委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○15番（白倉明久委員） 15番、白倉です。

2月18日に現地調査を行ってまいりました。

まず、農地の所有者である方からお話を伺いました。この農地は、約四、五年前に農地を取得しております。取得当時は小松菜の生産も行っておりましたが、何しろ地中埋設物、特に碎石などが多く入っている畑でございまして、野菜の生産に適していない農地ということで、今回貸し駐車場ということを検討いたしております。

現地を確認したところ、道幅も車の通るのには申し分ない道路が入っております。貸し駐車場として問題ないと確認いたしました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

ちょっと現状を確認したいのですけれども、この右側の3センチくらいの二本線で道路が点線で書かれているもの、これは鉄塔の高架線ですか。あとこの申請箇所と書いてあるところのこの広い囲まれたところは地目は何ですか。

○議長 事務局。

○事務局 おっしゃられているのは、6ページ目の……

○2番（鈴木新一委員） はい、6ページ。

○事務局 6ページ目の申請箇所と書いてある、その場所が○○○チームの○○○のグラウンドですので、地目は農地ではないです。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） この右側の上から下に二本線で3センチくらいの幅でずっと、これは高架線。

○事務局 これは県道のそのまま三郷に入る、あの橋です。

——— 委員より「新中川橋」の声あり ———

○2番（鈴木新一委員） 点線のところが、下を……

○事務局 はい、通れます。

○2番（鈴木新一委員） なるほど。

○3番（大塚一宏委員） 7ページの2番の写真ですか。

○事務局 そうです、おっしゃるとおりです。2番の写真でお分かりになるとおり、高低差がかなりある橋が、おっしゃられるような6ページ目の3センチほどの幅の道路というか、でございます。

○2番（鈴木新一委員） すみません、7ページを見てよく分かりました。

○事務局 よろしく申し上げます。

○議長 よろしいですか。

○2番（鈴木新一委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

この申請につきまして、駐車場ということではありますが、置く車の物というのは、例えばトラックだとか、置場なのか、駐車場なのか。

あと残土、反対側の1番の写真の奥がこれは残土置場になっているんですよ。だからこっちも周りにこういうフェンスをやるといいう話だったので、残土置場になるのかなとは思いますが、その点はどうなっているか、聞きたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 申請に当たりまして事業者より土地利用計画図を受けまして、実際に駐車する車両についても車検証などをいただいています。停車する車両が全部で4台、あとユンボです、重機が2台あります。土地の面積247平米ですが、ダンプが3台と、あともう1台、普通車が1台、また、小型ユンボで、おおむね土地利用については目いっぱい使うような形で土地利用計画図はいただいております。

残土置場につきましても、そのようなお話は聞いてませんので、そういった計画はないというふうに考えております。

以上です。

○8番(鈴木 隆委員) では、建築業者の置場ということですね。置場というか、駐車場ね。

○事務局 はい。

○8番(鈴木 隆委員) 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番(大塚一宏委員) 3番、大塚です。

4番と5番の、転用の見通しのところの申請地を万能塀で囲うって、万能塀ってどういうものですか。

○8番(鈴木 隆委員) これこれ、写真だ。1番の写真の鉄板のやつだと思う。違うのか。

○議長 違う、違う、万能塀って違う。

事務局。

○事務局 通常土留めだとコンクリートブロック塀だとかコンクリート擁壁というのによく耳慣れていて、理解もしやすかったんですけども、事業者からの強い要望で、万能塀を使うということです。

先ほど鈴木委員からございました7ページ目の写真にありますような鋼板塀が一番イメージとしては分かりやすいかなと思います。

○3番(大塚一宏委員) 中が見えないやつ。

○事務局 そうです。端のところは……

○3番(大塚一宏委員) ちょっと薄い鉄板ぼく見える。

○事務局 そうですね。

○8番（鈴木 隆委員） あれをきつとやると思う。

○3番（大塚一宏委員） ああ、あれを言うのか。

○8番（鈴木 隆委員） でないと盗まれちゃうから、ユンボとか。

○事務局 はい。なので、10年やそこらで駄目になってしまうような素材ではないということで、隣地部分との高低差についても10センチ程度で考えているようなので、現況とほとんど変わらず造成を行うのかなというところで計画図はいただいています。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） ありがとうございます。分かりました。

○議長 高さは。

○事務局 造成高につきましても土地利用計画図上立てまして、隣地との高低差が申請地のほうが10センチ高いというふうな形でいただいています。現在もその程度の高低差はついていきますので、恐らく切土、盛土はほぼない、整地程度のことになるのかなと思っています。この②番の写真、すみません、白黒で、②番の写真の左側が〇〇〇の駐車場になっているんですけども、〇〇〇の駐車場のほうがちょっと低くなっています。そのような土地利用の状況と恐らく変わりがなくなるのかなというところです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） これは6ページの地図が今あるのですが、新中川橋より左側ではなくて、反対側の「大字大瀬」と書いてあるほうは、これ、堤外地の南川崎のほうなんですね。こっちはこういう残土置場というか、駐車場とかにはならないところだと思うんですけども、この左側、新中川橋の左側については駐車場とかオーケーなんですよ。ちょっとそれを聞きたいです。

○議長 事務局。

○事務局 新中川橋よりも北側、「大瀬」と書いてあるところは1種農地ですので原則転用不可、転用はできません。なので、八潮市のほうで、土地開発を進める、八條の北部開発みたいな形でない限りは、現状の使い方以外のことはしないはずですよ。

○8番（鈴木 隆委員） なるほど。

○事務局 南側、今回の申請地だとこのエリアは2種農地ですので、この土地ではないとできないというふうな書類がそろえば許可は出ます。

以上です。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました、ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手多数 ————

○議長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、原案のとおり可決いたします。

議案第2号の議事が終了しましたので、〇〇番、〇〇〇〇委員の着席をお願いいたします。

———— 〇〇番 〇〇〇〇委員 着席 ————

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長 続きまして、議案第3号 農地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第8ページ目をご覧ください。

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

番号1、借受人住所・氏名が〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、貸付人住所・氏名は〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さんです。土地の所在が〇〇〇〇字〇〇〇〇〇番、地目は畑で、現況も畑で利用されています。土地の面積が〇〇〇平米です。権利の内容は賃借権の設定で、6年間でございます。

申請の理由といたしましては利用権の継続です。

申出の根拠につきましては、申請人さんは農地の全てを効率的に利用し、耕作など事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。賃借料につきましても支払いについて誓約書を提出されています。

農業専従者は〇〇名で、年間従事日数は合計〇〇〇日となっております。

こちらの方が現在、現に耕作に供している農用地の合計面積が〇〇〇平米、主な作物といたしまして、小松菜、枝豆、トウモロコシ、山東菜、ブロッコリーなどとのことです。主な出荷先はふれあい農産物直売所やカスミなどとのことです。

所有の農機具につきましては、ご覧のとおり、耕耘機が5台、トラクター1台、トラック1台などとのことです。

次に、場所の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、9ページ目をご覧ください。

〇〇〇でございますが、〇〇〇の〇〇〇に行く道で分かれるところを、〇〇〇を進みまして、〇〇〇ほど直進した〇側の土地でございます。着色した部分です。

現地の様子はお隣の10ページ目で、現在、白菜などが植わっているような状況です。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、田中幸夫委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

事務局から依頼を受け、毎日通っているんですけども、非常にきれいに使っており、何の問題もないと思います。今はキャベツ、白菜、山東菜がちょっと混じっちゃっている、まだあるので、今ちょっと片づけている状態なんですけれども、いつもきれいに使っているので、何の問題もないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきましてご説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

そんな特に大きな問題ではないんですけども、ちょっと聞きたいのですが、〇〇〇〇さんってもう90近くになる……、90を超えていますか。それで300日も一生懸命、300は関係ないけれども、見回るだけでも従事になるので、働きかげんは。

○9番（田中幸夫委員） 今でも毎日草取りには来ている。夏になるとオクラもやるので、オクラをおじいちゃんが取っているから、まだ健在でやっています。

○3番（大塚一宏委員） ああ、植付け、収穫とか全部やるんだ。

○9番（田中幸夫委員） 収穫だけやって、植付けはできないので、腰が痛いので。

○3番（大塚一宏委員） おばあちゃんも。

○9番（田中幸夫委員） おばあちゃんはやらない、お母さん。

○3番（大塚一宏委員） ああ、〇〇〇〇、そうか。

○9番（田中幸夫委員） おじいちゃんは耳が遠くなったけれども、この前市役所へ来ていました、3人で。全然元気ですね。

○3番（大塚一宏委員） ああ、そうですか。

○議長 耳は遠い。

○9番（田中幸夫委員） ええ、耳は遠いです。

○3番（大塚一宏委員） 90だもの、分かりました、すみません。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

これは作付してあるということなのですが、〇〇〇〇さんちでこれは作付しているわけですね。

○9番（田中幸夫委員） はい。

○8番（鈴木 隆委員） ああ、なるほど、ではとりあえず正式な契約ということになるわけですね、分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 よろしいですか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

議案第3号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の11ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件のご報告がありました。

届出人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。記載のとおり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇の〇〇〇〇さんの相続により権利を取得したもので、あっせんの希望はありません。令和〇〇年〇〇月〇〇日に届出がありました。

続いて、12ページをお開きください。

13ページにかけて掲載されています報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、緑地1件、駐車場敷地3件、共同住宅敷地1件、住宅敷地1件の合計6件の届出を受理いたしました。

届出の1から3につきましては、もともと〇〇〇〇の土地が区画整理事業により3か所に換地が分かれておりましたが、従前は分筆ができなかったため持分で所有しておりました。今回、仮換地ごとに所有を確定したいということで、従前地を分筆し、お互いに農地転用の届出を行ったということです。

続きまして、14ページをご覧ください。

特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定土地農地貸付の終了の届出につきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって貸付を終了すると届出がありました。令和〇〇年〇〇月〇〇日付で農業委員会において承認いたしました。申請者より農園稼働率が低下し、事業継続が困難と判断したためとのことです。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で、質問がございましたらお願いをいたします。11ページから14ページでございます。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いをいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

14ページの報告第3号ですけれども、終了というか、家庭菜園で貸してある土地だと思えますけれども、終了理由で稼働率が低下で事業継続が困難となると判断と書いてありますけれども、これは会社にこの畑を貸してあって、この畑は恐らくは生産緑地ということですよ。では、ここで終わった場合には生産緑地を継続で〇〇〇〇さんがやるということなんですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの申請のありましたこの土地は生産緑地です。生産緑地を第三者、営農者に貸しても大丈夫な法律というのが都市農地貸借円滑化の法律でしたので、それを利用して法人が家庭菜園のために営農するための土地として使っていたのですけれども、こちらの終了事由のとおり、もう撤退するので、そしたら、土地の所有者さんの〇〇〇〇さんがやられるのが一般的なんですけれども、もしかすると〇〇〇〇さんはまた別の第三者を探して都市農

地貸借円滑化の特例の手続を行って使うかもしれないし、特に生産緑地なので、どなたかが生産しないといけない土地ではあります。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○5番（福岡達則委員） はい。

○議長 8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

今の件なんですが、〇〇〇〇さんは年齢的には何歳くらいの方ですか。農業をやっているかどうかですよ。

○議長 事務局。

○事務局 〇〇〇〇さんは農家さん、農業従事日数〇〇日で、職業、農業ということでやられています。ちなみに同じ世帯の奥様、妻ということで、お名前を書かれている方が〇〇日になっただけなので、十分専門農家としてやれるかなという日数ではあります。

経営作物についても、小松菜、枝豆、大根、白菜と具体的なものを上げられて、所有農機具もトラクター、防除機、トラックなどを十分ご所有になっていますので、農業を全くやってないわけではないかなというふうな……

○8番（鈴木 隆委員） 草ぼうぼう、遊休農地にならなければそれでいいのかなと思いますけれども。

○事務局 おっしゃられるとおり、事務局としてもしっかり見ていきます。

○議長 この人はほかにも農地はありますか。

○事務局 はい、そうですね、農地台帳上はほとんど区画整理事業地内に含まれてはいるんですけども、それ以外でも、古新田に700平米、ご自身で耕作されている。

○議長 高齢者。

○事務局 はい、年齢は昭和25年生まれの方です。

○議長 75くらい。

○3番（大塚一宏委員） 同じくらいだ。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

私の担当のところなんですけれども、奥さんは農家はしているのでしょうかけれども、旦那さんはちょっと調子が悪いというので、前回配り物に行ったときに、今やってないんだということで、古新田の家の周りに畑があって、そこは耕していたりしていると思うんですけどもね。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○3番（大塚一宏委員） パトロールして、気をつけて、次に借りる人が。

○8番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告を終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が1件、協議事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2-1をご覧ください。

農地利用最適化推進1・1・1運動の活動報告についてでございますが、こちら1枚目に記載されておりますとおり、埼玉県農業会議より報告の依頼がありました。

1・1・1運動とは、こちらの資料1ページにございますとおり、各委員一人一人が1年間で1件、農地利用の最適化に向けた活動をしようという運動のことで、毎年、年度末に埼玉県農業会議に活動報告を提出することとなっております。

この農地利用の最適化というのは、耕作放棄地の発生防止、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農の推進、こういったことに向けた活動ということになっております。

2ページから5ページにかけてはこちらの要領となっております、活動の取組に当たっての説明が記載されております。そして具体的にどのように記入したらよいかということも6ページにございます様式1、記入例に、取組内容とその記載の仕方が示されています。ただ、こちらはあくまでも例ですので、このように立派な事例でなくても構いません。

なお、各農業委員会に一つずつ、農業委員会の活動結果報告と、優良な委員さんの活動事例の2種類を県に報告することとなっております。

参考までにこちら、資料2-2につきまして、過去3年分の八潮市農業委員会の取組内容、各優良委員の活動報告の取組内容を添付しましたので、これらを参考に報告書の作成をお願いします。

一番最後に様式1と書いてあります、委員さん個人の報告用紙が1枚ペラで入っております。先ほどの記入例などを参考にして、皆さんにご提出いただければと思います。必ずしも成果等なくても構いませんので、こういったことをやって、効果がなかなか出なかったとか、また、継続中など、そういった感じでも構いませんので、こちらの様式に書いていただき、

来月の総会までに提出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、1・1・1運動報告書につきましては、ご提出をお願いいたします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回3月の総会につきましては、令和8年3月25日水曜日、午後2時より、いつもの市役所のこちら3-4会議室を予定しております。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より3月の農業委員会総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通しまして、何かございましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、局長、お願いします。

○事務局長 事務局から、事務連絡が2点ございます。

1点目でございますが、毎年この時期にお伝えしていることなんですが、総会資料など個人情報が含まれている書類が家にございますと、取扱いを一步間違えると個人情報の流出など大変なことになりますので、総会のときにお持ちいただければ、こちらのほうで処分いたします。

2点目でございますが、先月実施いたしました視察の食事代と、現在慶弔費が不足ぎみになってきておりますので、お一人5,000円を集めさせていただきたいと考えてございます。

集金方法でございますが、3月の報酬から引かせていただくか、もしくは3月の次の総会のときに現金でお持ちいただくか、どちらかお決めいただきたいと思います。

なお、慶弔費につきましては、来年度は改選がございますので、最後に終わりましたら、精算のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま慶弔費の不足するおそれがあるということで、その徴収方法でございますけれども、いかが取り扱いますでしょうか。

- 3番（大塚一宏委員） 3月から引いてもらえばいい。
- 議長 徴収からね。では、そのように処理してください。
- 事務局長 はい、分かりました。
- 議長 そのほかに何かございますか。

———— 委員より意見なし ————

- 議長 特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。
-

◎閉会の宣告

- 事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

- 会長代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議、ありがとうございました。

先ほど会長と事務局からお話がありましたけれども、6人ほど委員さんが交代されるという事で、申請も間もなく締め切られます。退任される方もあと半年というお付き合いになりますけれども、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

- 事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時56分